

東京手形交換所規則

目次

- 第1章 総 則 (第1条—第4条)
- 第2章 参 加 銀 行
 - 第1節 参加および脱退 (第5条—第15条)
 - 第2節 加入金および経費分担金 (第16条—第19条)
 - 第3節 保 証 金 (第20条、第21条)
- 第3章 手 形 交 換
 - 第1節 総 則 (第22条—第28条)
 - 第2節 持 出 手 続 (第29条—第37条)
 - 第3節 交換所の処理 (第38条—第43条)
 - 第4節 持 帰 手 続 (第44条—第47条)
 - 第5節 交換戻決済 (第48条—第51条)
 - 第6節 手形の返還 (第52条—第54条)
 - 第7節 代 理 交 換 (第55条—第58条)
 - 第8節 雑 則 (第59条—第61条)
- 第4章 取引停止処分 (第62条—第71条)
- 第5章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置
 - 第1節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定 (第71条の2—第71条の4)
 - 第2節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例 (第71条の5—第71条の9)
 - 第3節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例 (第71条の10—第71条の13)
- 第6章 預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置 (第71条の14—第71条の16)
- 第7章 罰 則 (第72条—第75条)
- 第8章 会 計 (第76条—第76条の4)
- 第9章 雑 則 (第77条、第78条)
- 附 則

1. 東京手形交換所規則

(総会決議昭和 46. 4. 27)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国銀行協会（以下「協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第4条第6号の規定にもとづき、協会が設置、運営する東京手形交換所（以下「交換所」という。）の組織および業務の方法について定め、もって手形、小切手等の簡易、円滑な取立を可能にし、併せて信用取引の秩序維持を図ることを目的とする。

(交換所の事業)

第2条 交換所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 手形、小切手その他の証券の交換決済
- 二 取引停止処分制度の運営
- 三 手形交換に関する資料の収集および配布
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事業

(参加銀行)

第3条 交換所の事業に参加する者（以下「参加銀行」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 第5条に規定する社員銀行
- 二 第6条に規定する準社員銀行
- 三 第10条に規定する客員
- 四 第11条に規定する代理交換委託金融機関

(参加銀行の協力)

第4条 参加銀行は、この規則および規則にもとづく交換所の決定事項を遵守し、相互に誠意と信頼をもってこの事業の遂行に協力するものとする。

第2章 参 加 銀 行

第1節 参加および脱退

(社員銀行としての参加等)

第5条 協会の正会員（以下「正会員」という。）のうち交換所の事業に参加しようとする者（同時に正会員になろうとする者を含む。）は、参加の申込書を提出して協会の事務委員会（以下「事務委員会」という。）の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た者は、第16条の加入金を完納した日からこの事業に参加することができる。
- 3 この事業に参加する正会員を「社員銀行」という。

- 4 社員銀行は、他の社員銀行または準社員銀行に代理交換を委託（以下、この委託を受けた社員銀行および準社員銀行を「受託銀行」という。）して交換所の事業に参加することができる。
- 5 前項により代理交換を委託して交換所の事業に参加する社員銀行（以下「委託社員銀行」という。）の参加手続等は東京手形交換所規則施行細則（以下「細則」という。）で定める。
- 6 委託社員銀行については、第 11 条で規定する「代理交換委託金融機関」に係る第 18 条第 3 項および第 55 条から第 58 条までの規定を準用する。

（社員銀行の脱退）

第 5 条の 2 社員銀行は、次の各号の一に該当したときは、交換所の事業から脱退するものとする。

- 一 書面（委託社員銀行にあっては受託銀行と連署した書面）により脱退の申出をしたとき
- 二 第 50 条に規定する借方交換戻の払込みもしくは第 55 条に規定する決済資金の不足金の払込みをしないとき、または第 52 条、第 53 条もしくは第 56 条に規定する手形の代り金を支払わなかったとき
- 三 整理のために休業したとき
- 四 破産手続開始決定を受けたとき
- 五 解散したとき
- 六 第 5 条の 3 にもとづく他の銀行による地位の承継があったとき
- 七 第 5 条の 4 に規定する除名の決議があったとき
- 八 受託銀行が交換所の事業から脱退したとき（脱退の日から 10 日以内に細則に定める受託銀行変更の手続をとったときを除く。）

（社員銀行の地位の承継）

第 5 条の 3 社員銀行が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行（正会員に限る。）は、すでに社員銀行の地位を有しているときを除き、社員銀行の地位を承継することができる。この場合、承継元が委託社員銀行のときは、委託社員銀行の地位を承継するものとする。

- 一 他の銀行等と合併して新銀行を設立する場合 合併により設立される銀行
- 二 他の銀行と合併して当該他の銀行が存続する場合 合併後存続する銀行
- 三 分割、営業譲渡または事業譲渡により、営業または事業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 5 号または第 6 号により社員銀行の資格を喪失する場合 営業または事業を譲り受ける銀行
- 四 分割、営業譲渡または事業譲渡により、交換に参加している全店舗の営業または事業を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 5 号または第 6 号により社員銀行の資格を喪失する場合 営業または事業を譲り受ける銀行
- 五 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員銀行の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 5 号または第 6 号により社員銀行の資格を喪失する場合
営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社

員銀行が指定する一の銀行

六 その他協会の理事会（以下「理事会」という。）が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

（社員銀行の除名）

第5条の4 交換所は、社員銀行が次の各号の一に該当したときは、理事会の決議により、これを交換所の事業から除名することができる。

- 一 交換所および参加銀行の信用を毀損する行為があったとき
- 二 営業状態が危殆に瀕したと認められる事実があったとき
- 三 この規則または交換所の決定事項に著しく違反したとき

（準社員銀行としての参加）

第6条 正会員以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関で、細則で定める基準に適合し、交換所の事業に参加しようとする者（同時に正会員になろうとする者を除く。）は、参加の申込書を提出して事務委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た者は、第17条の加入金を完納した日からこの事業に参加することができる。
- 3 前項によりこの事業に参加する者を「準社員銀行」という。

（準社員銀行の脱退）

第7条 第5条の2の規定は、準社員銀行についてこれを準用する。この場合において、同条中「第5条の3」、「第5条の4」とあるのは、それぞれ「第8条」、「第9条」と読み替える。

（準社員銀行の地位の承継）

第8条 第5条の3の規定は、準社員銀行についてこれを準用する。この場合において、同条中「銀行（正会員に限る。）」および「銀行」とあるのは「金融機関」、「すでに社員銀行の地位を有しているときを除き」とあるのは「すでに社員銀行または準社員銀行の地位を有しているときを除き」と読み替える。

（準社員銀行の除名）

第9条 第5条の4の規定は、準社員銀行についてこれを準用する。

（客員としての参加）

第10条 日本銀行は、客員として、交換所の事業に参加するものとする。

（代理交換委託金融機関としての参加）

第11条 正会員以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関で、細則で定める基準に適合し、社員銀行または準社員銀行に代理交換を委託して交換所の事業に参加しようとする者（同時に正会員になろうとする者を除く。）は、受託銀行との連署による参加の申込書を提出して事務委員会の承認を得なければならない。ただし、台風、洪水、大火、地震等の災害およ

び新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく新型インフルエンザ等の発生時その他参加の承認を緊急に行わなければならない特段の事情があるときはこの限りでない。

- 2 前項の承認を得た者は、第 17 条の加入金を完納した日からこの事業に参加することができる。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。
- 3 前項によりこの事業に参加する者を「代理交換委託金融機関」（以下「委託金融機関」という。）という。

（委託金融機関の脱退）

第 12 条 委託金融機関は、次の各号の一に該当したときは、交換所の事業から脱退するものとする。

- 一 受託銀行と連署した書面により脱退の申出をしたとき
- 二 受託銀行が交換所の事業から脱退したとき（脱退の日から 10 日以内に第 14 条に規定する受託銀行変更の手続をとったときを除く。）
- 三 第 55 条に規定する決済資金の不足金または第 56 条に規定する手形の代り金の払込みを行わなかったとき
- 四 整理のために休業したとき
- 五 破産手続開始決定を受けたとき
- 六 解散したとき
- 七 第 13 条にもとづく他の金融機関による地位の承継があったとき
- 八 第 15 条に規定する除名の決議があったとき
- 九 第 11 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合については、参加する事由がなくなったとき

（委託金融機関の地位の承継）

第 13 条 第 5 条の 3 の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。この場合において、同条中「銀行（正会員に限る。）」および「銀行」とあるのは「金融機関」、「すでに社員銀行の地位を有しているときを除き」とあるのは「すでに社員銀行、準社員銀行または委託金融機関の地位を有しているときを除き」と読み替える。

（受託銀行の変更）

第 14 条 委託金融機関は、受託銀行を変更しようとするときは、新旧受託銀行との連署による受託銀行変更の申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。

（委託金融機関の除名）

第 15 条 第 5 条の 4 の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。

第 2 節 加入金および経費分担金

（社員銀行の加入金の納付）

第 16 条 第 5 条第 1 項の規定によって事務委員会の承認を得た者は、加入金として、次の基準に

より計算した金額を交換所に納付しなければならない。

- 一 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 10 億円以下の場合 105 万円
 - 二 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 10 億円超 1,000 億円以下の場合 105 万円に、10 億円を超える金額について 1 億円ごとに 6 万円を加えた金額。ただし、5 千万円未満の端数は切り捨て、5 千万円以上の端数は 1 億円とみなす。
 - 三 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 1,000 億円を超える場合 上記第 1 号および第 2 号の金額に、1,000 億円を超える金額について 1 億円ごとに 4 千 5 百円を加えた金額。ただし、5 千万円未満の端数は切り捨て、5 千万円以上の端数は 1 億円とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託社員銀行の加入金は 65 万円とする。

(地位変更時の加入金の追納)

第 16 条の 2 次の各号の一に該当する場合には、各号に定める加入金とすでに納付した加入金との差額を新たに納付しなければならない。

- 一 委託社員銀行が代理交換を取りやめる場合 前条第 1 項に定める加入金
- 二 準社員銀行または委託金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）の地位に変更になる場合 前条第 1 項に定める加入金
- 三 委託金融機関が準社員銀行の地位に変更になる場合 細則に定める準社員銀行の加入金

(社員銀行の経費分担金の納付等)

第 16 条の 3 社員銀行は、経費分担金として、以下で計算される金額を交換所に納付しなければならない。

$$\left(\text{東京手形交換所特別会計の経費分担金総額} - \text{委託金融機関の経費分担金総額} \right) \times \frac{1}{2} \times \left(\frac{0.3 \times \frac{A}{C} + 0.7 \times \frac{B}{D}}{0.3 \times \frac{E}{C} + 0.7 \times \frac{F}{D}} \right)$$

A：個別社員銀行の手形交換枚数

B：個別社員銀行の手形交換枚数から夜間交換手形枚数を差し引いた枚数

C：手形交換枚数の社員銀行・準社員銀行合計

D：手形交換枚数から夜間交換手形枚数を差し引いた枚数の社員銀行・準社員銀行合計

E：手形交換枚数の社員銀行合計

F：手形交換枚数から夜間交換手形枚数を差し引いた枚数の社員銀行合計

- 2 社員銀行は、前項の経費分担金のほか、臨時経費について協会の総会（以下「総会」という。）の決議があったときは、臨時経費分担金として、その決議にもとづき計算した金額を交換所に納付しなければならない。
- 3 第 1 項にかかわらず、新たに参加した年度の経費分担金は、当該年度の参加月数に応じて月割計算した金額とする。この場合において、前年度の交換枚数は、参加後 3 月間の実績を 4 倍したものとする。
- 4 第 1 項にかかわらず、新たに参加した年度の翌年度の経費分担金は、参加年度の交換枚数をその年度末までの参加月数で除し、これに 12 を乗じたもの（参加月数が 3 月に満たない場合には、参加後 3 月間の実績を 4 倍したもの）をもって前年度の交換枚数とみなして計算する。

(準社員銀行および委託金融機関の加入金の納付)

第 17 条 第 6 条第 1 項または第 11 条第 1 項の規定によって事務委員会の承認を得た者は、加入金として、細則で定める基準により計算した金額を交換所に納付しなければならない。ただし、第 11 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

(準社員銀行および委託金融機関の経費分担金の納付等)

第 18 条 準社員銀行および委託金融機関は、毎年、経費分担金として、細則で定める基準により計算した金額を交換所に納付しなければならない。ただし、第 11 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

2 準社員銀行および委託金融機関は、前項の経費分担金のほか、臨時経費について総会の決議があったときは、臨時経費分担金として、その決議にもとづき計算した金額を交換所に納付しなければならない。

3 委託金融機関は、受託銀行が代理交換を受託したことにより生ずる費用および相当の手数料を受託銀行に支払うものとする。

(加入金等の返還請求)

第 19 条 社員銀行、準社員銀行および委託金融機関は、いったん交換所に納付した加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。

第 3 節 保 証 金

(保証金の差入れ)

第 20 条 社員銀行、準社員銀行および委託金融機関は、保証金として、細則で定める金額を交換所に差入れなければならない。ただし、第 11 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

(保証金の充当)

第 21 条 交換所は、第 51 条、第 54 条または第 57 条の規定により保証金を充当するほか、保証金を差入れた者がいったん交換に持出した手形、小切手等に起因する義務を履行しない場合において、相手銀行から請求があったときは、保証金を当該銀行に対する支払に充当することができる。

2 交換所は、保証金を差入れた者が交換所の事業から脱退した場合において、その保証金を留保する必要がないと認めたときは、その脱退の日以降に返還するものとする。

第 3 章 手 形 交 換

第 1 節 総 則

(交換証券)

第 22 条 社員銀行（委託社員銀行を除く。）、準社員銀行および客員（以下「加盟銀行」とい

う。)は、参加銀行において支払うべき手形、小切手をこの章の規定により交換に付すものとする。ただし、第 51 条第 1 項、第 53 条または第 57 条第 1 項の規定により手形、小切手が返還された場合ならびに台風、洪水、大火、地震等の災害および新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく新型インフルエンザ等の発生時その他手形、小切手の持出、持帰手続が困難な特段の事情がある場合はこの限りでない。

- 2 加盟銀行は、利札、配当金領収証、その他金額の確定した証券で、当該銀行において領収すべき権利の明らかなものを、交換に付することができる。
- 3 前 2 項により交換に付すいっさいの証券は、この章において、これを「手形」という。

(交換参加店)

第 23 条 交換に参加する店舗（加盟銀行が委託した銀行法第七章の四に規定する「銀行代理業者」の営業所等を含む。次条においても同じ。）は、加盟銀行の店舗のうち東京都内に所在する店舗とする。ただし、東京都以外に所在する店舗でも、交換所が承認した場合には、この交換に参加することができる。

(交換母店、不渡受入母店)

第 24 条 加盟銀行は、交換に関する事務を統轄する店舗または事務所を、交換母店として定めるものとする。

- 2 加盟銀行は、前項の交換母店とは別に、第 52 条および第 53 条に規定する不渡手形および混入手形の受入れに関する事務を行う店舗を、不渡受入母店として定めることができる。

(交換印)

第 25 条 加盟銀行は、交換に付す手形にはすべて交換印を押捺しなければならない。

- 2 加盟銀行は、交換印が押捺されている手形に対しては交換を経由しないで直接に支払ってはならない。

(交換方)

第 26 条 加盟銀行は、交換方を定め、当該銀行が交換所において行うべき交換事務を行わせるものとする。

- 2 加盟銀行は、交換に関して交換方が行った行為について、いっさいの責任を負うものとする。

(交換持出手形の記録)

第 27 条 加盟銀行は、交換に付す手形を細則で定めるところにより記録しておかなければならない。

(交換関係帳票の保存)

第 28 条 加盟銀行および交換所は、細則で定めるところにより交換関係の帳票を保存しなければならない。

第2節 持 出 手 続

(交換所分類手形の持出)

第 29 条 加盟銀行は、交換に付す手形のうち金融機関共同コードの印字のある手形（第 31 条に規定する手形を除く。）については、MICR方式による金額の印字を行い、これを一定のバッチ（束）に区分し、細則で定める帳票を添付して交換所に持出すものとする。

2 前項の方法により交換所に持出される手形を「交換所分類手形」という。

(銀行分類手形の持出)

第 30 条 加盟銀行は、交換に付す手形のうち金融機関共同コードの印字のない手形については、相手銀行別に分類し、細則で定める帳票を添付し、交換袋に封入して交換所に持出すものとする。この場合において、加盟銀行は、交換袋を交換所の持帰銀行のロッカー（銀行分類手形用）に投入するものとする。

2 前項の方法により交換所に持出される手形を「銀行分類手形」という。

(金融機関共同コードの印字のある手形の持出の特例)

第 31 条 加盟銀行は、金融機関共同コードの印字のある手形で、細則で定める機械処理に適さない手形があるときは、これを前条第 1 項に規定する方法により持出すものとする。

2 加盟銀行は、第 35 条第 1 項第 1 号に規定する時刻までに持出すことができなかつた手形があるときは、これを前条第 1 項に規定する方法により持出すことができる。

3 加盟銀行は、前項により手形を持出すときは、交換所にその理由書を提出しなければならない。ただし、細則で定める隔地手形および第 35 条第 1 項第 1 号②の時限までに持出すことができなかつた手形については、この限りでない。

(計数報告)

第 32 条 加盟銀行は、交換に持出した手形の枚数および金額を、細則で定める帳票により交換所に報告（以下「計数報告」という。）しなければならない。

(持出および計数報告時間)

第 33 条 手形の持出およびその計数報告の時間は、当該手形を交換に付す日（以下「交換日」という。）の前営業日（以下「持出日」という。）を基準として、午後 4 時 30 分から次に掲げる時刻までとする。ただし、交換所の閉扉時間を除く。

一 交換所分類手形の持出

午後 9 時

二 銀行分類手形の持出

翌営業日午前 8 時

三 計数報告

午後 10 時

2 前項にかかわらず、予め交換所の承認を得た加盟銀行は、前項の時間前に手形の持出および

計数報告ができるものとし、その時間は、交換所の指示するところによる。

(特殊日の持出および計数報告時間)

第 34 条 前条にかかわらず、持出日が月末前日、月末日または月初日（これらの日が銀行の休業日に当たる場合には、細則で定める日とする。以下「特殊日」という。）の交換所分類手形の持出時間および計数報告時間は、持出日を基準として、午後 4 時 30 分から次に掲げる時刻までとする。

一 交換所分類手形の持出

- ① 月末前日 午後 9 時 30 分
- ② 月末日 午後 10 時 30 分
- ③ 月初日 午後 9 時 30 分

二 計数報告

- ① 月末前日 午後 10 時 30 分
- ② 月末日 午後 11 時 30 分
- ③ 月初日 午後 10 時 30 分

(持出および計数報告時間の変更)

第 34 条の 2 交換所は、交換事務の繁忙が予想される日について、前 2 条に規定する時刻までに交換所分類手形の持出または計数報告を行うことが困難であると認めたときは、これらの時刻を 30 分を限度として繰下げることができる。

(持出および計数報告時間の特例)

第 35 条 加盟銀行は、前 3 条に規定する時間に交換所分類手形の持出または計数報告ができなかったときは、特例として、持出日を基準として、次に掲げる時刻までに行うことができる。

一 交換所分類手形の持出

- ① 平常日 午後 10 時
- ② 特殊日
 - 月末前日 午後 11 時
 - 月末日 午後 12 時
 - 月初日 午後 11 時

二 計数報告

- ① 平常日 午後 12 時
- ② 特殊日
 - 月末前日 午後 12 時
 - 月末日 翌日午前 1 時
 - 月初日 午後 12 時

2 加盟銀行は、前項により手形の持出または計数報告を行うときは、交換所にその理由書を提出しなければならない。

第 36 条 削 除

(当日計数外手形)

第 37 条 加盟銀行は、当日の計数報告に含めることのできなかった手形があるときは、これを第 30 条第 1 項に規定する方法により交換所に持出すことができる。この場合において、交換袋は、計数報告に含めた手形と別にしなければならない。

2 前項により持出した手形の計数は、翌営業日の持出の計数に含めるものとする。

第 3 節 交換所の処理

(交換所分類手形等の受付)

第 38 条 交換所は、加盟銀行から交換所分類手形を受けたときは、バッチ数および添付帳票を点検し、これを受領するものとする。

2 交換所は、加盟銀行から計数報告の帳票を受けたときは、その記載内容および枚数を点検し、これを受領するものとする。

(交換所分類手形の分類および計数処理)

第 39 条 交換所は、交換所分類手形を持帰銀行別に分類するほか、加盟銀行別に当該手形の持出および持帰の計数を算出するものとする。

2 交換所は、前項により分類した手形を交換所の持帰銀行のロッカー（交換所分類手形用）に保管するものとする。

(銀行分類手形の計数処理)

第 40 条 交換所は、銀行分類手形の計数報告の帳票により加盟銀行別に銀行分類手形の持出および持帰の計数を算出するものとする。

(交換戻の算出)

第 41 条 交換所は、前 2 条により算出した金額にもとづき、加盟銀行別に交換戻の算出を行うものとする。

(MICR方式による取扱い)

第 42 条 交換所は、第 39 条および第 40 条に規定する手形の分類および計数の処理に当たっては、MICR方式による印字に従って取り扱うものとする。

(帳票の作成、交付)

第 43 条 交換所は、交換計数が確定したときは、細則で定める帳票を加盟銀行別に作成し、これを加盟銀行へ交付するものとする。

第 4 節 持 帰 手 続

(持帰時間および持帰方法)

- 第 44 条** 加盟銀行は、交換日の午前 8 時から午前 9 時 30 分までの間に、交換所の自行のロッカーから手形を持帰るものとする。
- 2 予め交換所の承認を得た加盟銀行は、前項に規定する時間前であっても、交換所が前条に規定する帳票の作成を終えたときまたは交換所が処理に支障ないと判断したときは、手形を持帰ることができる。ただし、交換所の閉扉時間を除く。
 - 3 加盟銀行は、第 1 項に規定する時間後に手形を持帰るときは、交換所にその理由書を提出しなければならない。

(持帰時の点検義務)

- 第 45 条** 加盟銀行は、交換所から手形を持帰るときは、交換所分類手形についてはバッチの数を、銀行分類手形については交換袋の数を交換所の作成帳票および添付帳票により点検するほか、バッチおよび袋の混入の有無を点検しなければならない。
- 2 加盟銀行は、前項の点検によりバッチの数もしくは交換袋の数の相違または混入を発見したときは、直ちに交換所に連絡し、その指示に従うものとする。

(持帰後の点検義務)

- 第 46 条** 加盟銀行は、手形を持帰ったときは、直ちに手形の枚数および混入の有無を点検するほか、細則で定める計数の確認を行うものとする。
- 2 加盟銀行は、前項の点検により枚数の相違を発見したときは、必要により、金額を確認し、交換所分類手形については交換所に、銀行分類手形については当該手形の持出銀行にその旨を通知し、必要な措置をとるものとする。
 - 3 加盟銀行は、第 1 項の点検により混入手形を発見したときは、第 53 条の規定により処理するものとする。

(交換違算金の清算)

- 第 47 条** 加盟銀行は、交換違算金が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、関係銀行間において清算するものとする。
- 2 交換違算金の清算は、原則として、交換日から 6 か月以内に行うものとする。

第 5 節 交換尻決済

(決済方法)

- 第 48 条** 交換尻の決済は、交換日において日本銀行における加盟銀行（客員を除く。以下この節において同じ。）および協会の当座勘定の振替により行うものとする。
- 2 交換所は、交換計数が確定したときは、交換総決算に係る電文（様式第 1 号）を作成し、これを全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）を通じて日本銀行に送信するものとする。ただし、全銀システムによることができない場合または日本銀行および交換所

の双方が適当と認めた場合は、交換所は、交換総決算に係る電磁的記録媒体および交換総決算表（様式第1号の2）を作成し、同交換総決算表に調印して日本銀行に提出するものとする。なお、交換所において電磁的記録媒体が作成できない場合には、交換総決算表のみを提出する。

（交換尻の振替請求）

第49条 交換所は、確定した交換計数にもとづき、交換尻振替請求に係る電文（様式第2号）を作成し、これを全銀システムを通じ日本銀行に送信して、加盟銀行に代って交換尻の振替請求を行うものとする。ただし、全銀システムによることができない場合または日本銀行および交換所の双方が適当と認めた場合は、交換所は、交換尻振替請求に係る電磁的記録媒体および交換尻振替請求書（様式第2号の2）を作成し、当該交換尻振替請求書に調印して日本銀行に提出するものとする。なお、交換所において電磁的記録媒体が作成できない場合には、交換尻振替請求書のみを提出する。

2 日本銀行は、交換所から受信した前項の振替請求電文または交換所から受領した前項の電磁的記録媒体または振替請求書にもとづき、交換日の午後0時30分（日本銀行が別の時刻を指定した場合には当該時刻とする。）から、加盟銀行のうち交換尻が借方となった者（以下「借方銀行」という。）の日本銀行における当座勘定から順次交換尻相当額を引き落してこれを協会の日本銀行における当座勘定（以下「決済勘定」という。）に入金し、決済勘定へのすべての入金完了した後、加盟銀行のうち交換尻が貸方となった者（以下「貸方銀行」という。）の交換尻相当額を決済勘定から引き落してこれを貸方銀行の日本銀行における当座勘定に順次入金することにより、加盟銀行の交換尻の振替決済を行う。

（交換尻不足金の払込）

第50条 加盟銀行は、交換尻が借方となった場合において、日本銀行における当座勘定の資金が前条の交換尻振替請求の金額に満たないときは、その不足金額を当日の午後0時30分までに日本銀行に払込まなければならない。

（交換尻不足金の不払）

第51条 交換所は、借方銀行が前条に規定する時限までにその払込みを行わなかったときは、直ちにその旨を加盟銀行に通知し、当日、その借方銀行と交換上貸借関係にある加盟銀行を招集して、その借方銀行が持出した手形および持帰った手形を繰戻し、新たに交換尻決済の手続を行う。ただし、その借方銀行の不足金が第20条の規定により差入れた保証金の金額以内であるときは、当該保証金をその不足金額に充当して交換を結了させることができる。

2 交換所は、前項により手形を繰戻す場合において、繰戻す手形のうちに交換済または支払済の印を押捺した手形があるときは、付箋により支払未済の旨を証明するものとする。

第6節 手形の返還

（不渡手形の返還）

第52条 加盟銀行は、持帰手形のうちに自行宛の手形で支払に応じがたい手形（以下「不渡手

形」という。)があるときは、当該手形に不渡の事由を記載し、交換日の翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れるものとする。ただし、やむを得ない理由によりこの取扱いができなかった場合は、交換日の翌営業日午前 11 時までには持出銀行の細則で定める店舗の店頭（以下「持出銀行の店頭」という。）に返還することができるものとし、その代り金を受取るものとする。

2 前項にかかわらず、細則で定める不渡手形については、その定める時限までに持出銀行の店頭に返還し、その代り金を受取るか、またはその定める日の持出手形に組入れることができる。

(混入手形の返還等)

第 53 条 加盟銀行は、持帰手形のうちに他の加盟銀行宛の手形（以下「混入手形」という。）があるときは、交換日の午前 11 時 50 分までに持出銀行に通知し、当該手形に混入の旨を記載して次のいずれかによって処理するものとする。ただし、第 3 号によって処理する場合には、持出銀行への通知を省略することができる。

一 交換日の午後 3 時までに自行の店頭において持出銀行に返還し、その代り金を受取る。

二 持出銀行と協議し、翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れる。ただし、不渡手形を除く。

三 当該手形の宛先銀行と協議し、交換日の午後 3 時までに、直接、当該銀行に手交し、その代り金を受取る。

四 前 3 号のほか関係銀行間で合意あるときは、その合意した方法により受け渡しを行い、その代り金を受取る。

2 加盟銀行は、前項の通知を遅延したときは、当該手形を持出銀行の希望する方法により返還するものとする。

3 加盟銀行は、第 1 項第 1 号の規定により混入手形を返還する場合において、持出銀行が当該時限までに買い戻しを行わなかったときは、第 52 条第 1 項に規定する方法により返還することができる。

(手形代り金不払時の措置)

第 54 条 加盟銀行は、第 52 条に規定する方法により手形を店頭に返還する場合において、持出銀行がその代り金を支払わないときは、直ちに、その旨を交換所に届け出るものとする。

2 交換所は、前項の届出を受けた場合には、その事実を審査し、必要と認めるときは、第 51 条の規定に準じて処理するものとする。

第 7 節 代 理 交 換

(委託金融機関と受託銀行間の資金決済)

第 55 条 代理交換によって生ずる委託金融機関と受託銀行との資金決済は、交換日において、受託銀行における委託金融機関の当座勘定により行うものとする。

2 委託金融機関は、前項の当座勘定の資金が代理交換によって生ずる債務の支払に不足するときは、その不足金額を当日の午後 0 時 30 分までに受託銀行に払込まなければならない。

(不渡手形の代り金の払込)

第 56 条 受託銀行は、委託金融機関の持出に係る手形の返還を受けたときは、その代り金を支払うものとする。この場合において、委託金融機関は、当該代り金の支払資金を直ちに受託銀行に払込まなければならない。

(委託金融機関の不足金の不払)

第 57 条 受託銀行は、委託金融機関が前 2 条に規定する払込みを行わなかったときは、直ちに交換所に届け出るものとする。

- 2 交換所は、前項の届出があった場合には、直ちにその旨を加盟銀行に通知し、当日、当該受託銀行と交換上貸借関係にある加盟銀行を招集して、その受託銀行が持出した当該委託金融機関に係る手形および持帰った当該委託金融機関に係る手形（いずれも不渡手形を除く。）を繰戻し、新たに交換尻決済の決済を行う。ただし、受託銀行の立替金額が第 20 条の規定により差入れた保証金の金額以内である場合に、受託銀行が当該保証金の充当を交換所に請求したときは、交換所は、その請求により当該保証金を受託銀行の立替金額に充当して交換を結了させるものとする。
- 3 交換所は、前項の規定により繰戻しを行う場合に新たな交換尻決済の時刻が午後 0 時 30 分より大幅に遅れると判断したときは、前項本文の規定による繰戻しを行わずに、交換尻の決済を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により交換所が交換尻の決済を行ったときは、加盟銀行は、受託銀行が持出した当該委託金融機関に係る手形および持帰った当該委託金融機関に係る手形（いずれも不渡手形を除く。）を交換日の翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れるか、または交換日の翌営業日午前 11 時まで持出銀行の店頭に返還することにより繰戻すものとする。
- 5 交換所は、第 1 項の届出を受けたときおよび第 3 項の規定により交換尻の決済を行ったときは、直ちに、これを参加銀行に通知するものとする。
- 6 交換所は、第 2 項または第 4 項の規定により手形を繰戻す場合において、繰戻す手形のうちに交換済または支払済の印を押捺した手形があるときは、付箋により支払未済の旨を証明するものとする。

(委託金融機関の準用規定)

第 58 条 第 22 条から第 25 条まで、第 27 条および第 52 条から第 54 条までの規定は、委託金融機関にこれを準用する。

第 8 節 雑 則

(交換所の障害発生時の措置)

第 59 条 交換所は、交換所の主要機器に障害が発生し、第 39 条から第 41 条に規定する計数の算出等が困難な場合には、直ちに必要な措置をとらなければならない。

- 2 交換所は、前項の措置をとる場合において、必要あるときは、日本銀行と協議するものとする。

(被災発生時の緊急措置)

第 59 条の 2 交換所は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変または交換所もしくは交換参加店（交換母店を含む。）における爆破、不法占拠等により、この規則によって交換を実施することが困難または不相当であると認められる緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置をとり、理事会に報告しなければならない。

2 交換所は、前項の事態が長期間にわたることが予想される場合には、理事会の決定により必要な措置をとるものとする。

3 交換所は、第 1 項または第 2 項の措置をとる場合において、必要あるときは、日本銀行と協議するものとする。

(事故処理)

第 60 条 交換所において交換した手形の不渡または交換の錯誤等により生じた紛議は、その関係銀行間において処理するものとする。

2 MICR 方式による金額の印字に誤印字があったために、支払銀行とその取引先との間に紛議を生じたときは、支払銀行の責任においてこれを処理するものとする。

3 交換所は、交換所の責めに帰すべき事由により参加銀行に損害を与えたときは、その賠償の責めに任ずるものとし、損害金は、理事会の決議により、参加銀行（客員を除く。）がこれを負担するものとする。

(関連規定)

第 61 条 手形交換に関する手続は、この章の規定によるほか、事務委員会で定める期日手形準備交換規定および夜間交換規定による。

第 4 章 取引停止処分

(取引停止処分)

第 62 条 手形または小切手（この章において「手形」という。）の不渡があったときは、約束手形もしくは小切手の振出人または為替手形の引受人（以下「振出人等」という。）に対して、この章の定めるところにより、取引停止処分をするものとする。

2 参加銀行は、取引停止処分を受けた者に対し、取引停止処分日から起算して 2 年間、当座勘定および貸出の取引をすることはできない。ただし、債権保全のための貸出はこの限りでない。

(不渡届)

第 63 条 手形の不渡があったときは、当該手形の支払銀行および持出銀行は、次の各号の不渡届を交換所に提出しなければならない。ただし、取引停止処分中の者に係る不渡および細則で定める適法な呈示でないこと等を事由とする不渡については、不渡届を提出しないものとする。

一 不渡事由が「資金不足」または「取引なし」の場合 第 1 号不渡届

二 不渡事由が前号以外の場合 第 2 号不渡届

- 2 不渡届の提出は、支払銀行は交換日の翌営業日の午前9時30分までとし、持出銀行は交換日の翌々営業日の午前9時30分までとする。ただし、交換日の翌営業日に店頭返還した場合には、支払銀行は、不渡届を交換日の翌々営業日の午前9時30分までに提出するものとし、その不渡届には店頭返還の旨を表示する。

(不渡報告)

第64条 交換所は、不渡届の提出があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、交換日から起算して営業日4日目に当該振出人等を不渡報告に掲載して参加銀行へ通知する。

- 一 不渡届に対して異議申立が行われた場合
- 二 不渡届が取引停止処分を受けている者に係る場合
- 三 交換日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに第68条第1項または第2項に規定する取消の請求があった場合

(取引停止報告)

第65条 不渡報告に掲載された者について、その不渡届に係る手形の交換日から起算して6か月以内の日を交換日とする手形に係る2回目の不渡届が提出されたときは、次の各号に掲げる場合を除き、取引停止処分に付するものとし、交換日から起算して営業日4日目にこれを取引停止報告に掲載して参加銀行へ通知する。

- 一 不渡届に対して異議申立が行われた場合
- 二 交換日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに第68条第1項または第2項に規定する取消の請求があった場合

- 2 第62条第2項の取引停止処分日は、前項による通知を発した日とする。

(不渡情報の適正な管理)

第65条の2 交換所および参加銀行は、第63条に規定する不渡届、第64条に規定する不渡報告および第65条に規定する取引停止報告に係る情報（以下、これらの情報を「不渡情報」という。）について漏えい等が生じないように適正に管理しなければならない。

- 2 交換所は、細則で定める場合を除き、参加銀行以外の者に不渡情報を提供してはならない。
- 3 参加銀行は、不渡情報を手形取引の円滑化の確保および当該参加銀行の与信取引上の判断のためにのみ利用するものとし、当該参加銀行以外の者に不渡情報を提供してはならない。
- 4 交換所および参加銀行は、細則で定める安全管理に沿った措置を講じるものとする。

(不渡情報の共同利用)

第65条の3 不渡情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条第4項第3号の規定を適用し、交換所および参加銀行のほか細則で定める者（以下「共同利用者」という。）との間で共同して利用するものとする。

- 2 前項により不渡情報を共同して利用する場合には、共同利用者は、細則で定める方法によりその目的等を継続的に公表するものとする。

(交換所の障害発生時の取引停止処分等に係る措置)

第 65 条の 4 交換所は、交換所の主要機器に障害が発生し、第 4 章に規定する取引停止処分等の実施が困難な場合には、直ちに必要な措置をとらなければならない。

(取引停止処分等に係る緊急措置)

第 65 条の 5 交換所は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変または交換所もしくは交換参加店（交換母店を含む。）における爆破、不法占拠等により、第 64 条および第 65 条規定にもとづく不渡報告への掲載または取引停止処分を行うことが不相当であると認められる緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置をとり、理事会に報告しなければならない。

2 交換所は、前項の事態が長期間にわたることが予想される場合には、理事会の決定により必要な措置をとるものとする。

(異議申立)

第 66 条 支払銀行は、第 63 条第 1 項の第 2 号不渡届に対し、交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに、交換所に不渡手形金額相当額（以下「異議申立提供金」という。）を提供して異議申立をすることができる。ただし、不渡の事由が偽造または変造である場合は、交換所に対し、異議申立提供金の提供の免除を請求することができる。この請求に当たっては、異議申立書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

2 交換所は、前項ただし書による請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立提供金の提供を免除するものとする。

(異議申立提供金の返還)

第 67 条 交換所は、次の各号に掲げる場合において、支払銀行から請求があったときは、異議申立提供金を返還するものとする。

- 一 不渡事故が解消し、持出銀行から交換所に不渡事故解消届が提出された場合
- 二 別口の不渡により取引停止処分が行われた場合
- 三 支払銀行から不渡報告への掲載または取引停止処分を受けることもやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求があった場合
- 四 異議申立をした日から起算して 2 年を経過した場合
- 五 当該振出人等が死亡した場合
- 六 当該手形の支払義務のないことが裁判（調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。）により確定した場合
- 七 持出銀行から交換所に支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合

2 前項第 5 号または第 6 号の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、その請求書に当該事実を証する資料を添付しなければならない。

3 第 1 項第 3 号により異議申立提供金を返還した場合には、その返還した日を交換日とする不渡届が提出されたものとみなして第 64 条または第 65 条の規定を適用する。第 1 項第 1 号、第 2 号および第 4 号から第 6 号までの事由により異議申立提供金を返還した場合には、不渡報告

への掲載または取引停止処分に付さないものとし、第7号の事由により異議申立提供金を返還した場合には、次条によるほかは不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。

- 4 支払銀行は、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものと認められる場合には、交換所に対し、異議申立提供金の返還を請求することができる。この場合においては、その請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。
- 5 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立提供金を返還する。

(支払義務の確定後における取引停止処分等)

第 67 条の 2 持出銀行は、異議申立に係る不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した後においても当該手形の支払がなされていない場合には、細則で定めるところにより、交換所に対し、当該不渡手形の振出人等の不渡報告への掲載または取引停止処分の審査を請求することができる。

- 2 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、同委員会の最終審査日を交換日とする不渡届が提出されたものとみなして第64条または第65条規定を適用するものとする。

(保険事故発生時における異議申立提供金の返還)

第 67 条の 3 交換所は、第66条第1項の規定により異議申立提供金を提供した支払銀行に預金保険法で定める保険事故が生じた場合には、細則で定める手続により、当該支払銀行に異議申立提供金を返還する。

この場合、当該異議申立に係る振出人等は、不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。

(不渡報告または取引停止処分の取消)

第 68 条 不渡報告または取引停止処分が参加銀行の取扱錯誤による場合には、当該銀行は交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求しなければならない。

- 2 不渡報告または取引停止処分が参加銀行以外の金融機関の取扱錯誤による場合には、参加銀行は当該金融機関の依頼にもとづき、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。
- 3 交換所は、前2項の請求を受けたときは、直ちに、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

(偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消)

第 69 条 不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行われたものと認められる場合には、当該手形の振出人等と関係のある参加銀行は、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。この場合においては、取消請求書に細則で定める証明資料を添付しなけれ

ばならない。

- 2 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

(取引停止処分等の解除)

第 70 条 参加銀行は、取引停止処分を受けた者について著しく信用を回復したとき、その他相当と認められる理由があるとき、または不渡報告に掲載された者について相当と認められる理由があるときは、交換所に対し、その解除を請求することができる。この場合においては、請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

- 2 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があると認めるときは、取引停止処分等を解除するものとする。

(不渡手形審査専門委員会)

第 71 条 交換所は、不渡手形審査専門委員会を設置し、この章で定める事項その他必要な事項を審議させるものとする。

第 5 章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置

第 1 節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定

(手形交換一時停止時緊急措置の認定等)

第 71 条の 2 参加銀行は、銀行法等法令の定めに従って臨時にその業務を休止・停止することに伴い、手形交換に係る交換尻等の決済を停止する場合には、直ちに手形交換を一時停止する旨の届（以下「一時停止届」という。）を交換所に提出しなければならない。この場合において、当該参加銀行（以下「一時停止銀行」という。）が一時停止届を提出できないときは、交換所は、その業務の休止・停止に係る届出・命令等を確認することにより、一時停止届が提出されたものとして取り扱う。

- 2 委託社員銀行または委託金融機関は、前項に規定する一時停止届を提出するときは、委託社員銀行から代理交換の委託を受けた社員銀行（以下「受託社員銀行」という。）または受託銀行と連署のうえ提出するものとする。
- 3 交換所は、前 2 項の規定により一時停止届が提出された場合（第 1 項後段の規定により一時停止届が提出されたものとして取扱われる場合を含む。）において、手形・小切手所持人の権利保全を図る等の必要があると認めたときは、一時停止銀行についてその銀行を支払場所とする手形または支払人とする小切手の交換所における呈示およびこれに付随する措置を緊急に行う必要がある旨の認定（以下「一時停止時緊急措置の認定」という。）を行うものとする。

(手形交換一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了)

第 71 条の 3 一時停止銀行は、銀行法等法令の定めに従ってその業務を再開することに伴い、手形交換に係る交換尻等の決済を再開するときは、手形交換を再開する旨の届（以下「再開届」

という。)を交換所に提出するものとする。

- 2 委託社員銀行または委託金融機関は、前項に規定する再開届を提出するときは、受託社員銀行または受託銀行と連署のうえ提出するものとする。
- 3 一時停止時緊急措置の認定に伴う措置は、手形交換の再開または交換所の事業からの脱退により終了するものとする。

(手形交換脱退時緊急措置の認定等)

- 第 71 条の 4** 交換所は、参加銀行について、第 5 条の 2、第 7 条または第 12 条に規定する脱退事由が発生した場合において、手形・小切手所持人の権利保全を図る等の必要があると認めたときは、当該参加銀行（以下「脱退事由発生銀行」という。）についてその銀行を支払場所とする手形または支払人とする小切手の交換所における呈示およびこれに付随する措置を緊急に行う必要がある旨の認定（以下「脱退時緊急措置の認定」という。）を行うものとする。
- 2 脱退時緊急措置の認定があった場合には、脱退事由発生銀行は、第 71 条の 5 に規定する措置を行うために必要な範囲内においてなお交換所の事業に参加しているものとして取り扱う。
 - 3 脱退時緊急措置の認定に伴う措置は、交換所がその必要がないと認めて脱退時緊急措置の認定を取り止めた場合に終了するものとし、この場合に脱退事由発生銀行は交換所の事業から脱退するものとする。

第 2 節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例

(一時停止時・脱退時緊急措置)

- 第 71 条の 5** 一時停止時緊急措置の認定を受けた一時停止銀行（以下「緊急措置認定銀行」という。）を除く加盟銀行は、緊急措置認定銀行宛の手形・小切手（以下この章において「手形」という。）を緊急措置対象手形として交換所に持出すものとする。

緊急措置認定銀行は、自行宛の手形が他の加盟銀行により交換所において呈示された場合には、当該手形に細則で定める不渡の事由を記載した付箋を貼付して持出銀行に返還するものとする。

- 2 緊急措置認定銀行は、他の参加銀行宛の手形を交換所に持出すことができないものとする。
- 3 第 1 項の規定により交換所に持出された手形の計数は、第 41 条に規定する交換尻の算出に当たり、これを含めないものとする。
- 4 交換所は、やむを得ない理由があるときは、第 1 項に規定する付箋の貼付および返還手続を緊急措置認定銀行に代って行うことができるものとする。
- 5 前 4 項の規定は、脱退時緊急措置の認定があった場合にこれを準用する。

(一時停止時緊急措置時における繰戻し手続)

- 第 71 条の 6** 交換所は、一時停止時緊急措置の認定をした場合において、前条に規定する措置が適用される日（以下「業務停止日」という。）に緊急措置認定銀行に係る手形（第 22 条第 2 項に規定する証券を含む。）が第 29 条、第 30 条および第 61 条の規定により交換所に持出されているときは、第 51 条および第 57 条の規定に準じて繰戻しの手続を行ったうえ、前条の規定に

より取り扱うものとする。

(一時停止時緊急措置時における不渡手形の返還)

第 71 条の 7 一時停止時緊急措置の認定があった場合において、緊急措置認定銀行を除く参加銀行は、業務停止日の前営業日までの持帰手形のうちに緊急措置認定銀行持出に係る不渡手形があるときは、当該手形に不渡の事由を記載し、業務停止日に交換所において緊急措置認定銀行に返還するものとする。この場合には、緊急措置認定銀行を除く参加銀行の緊急措置認定銀行に対する不渡手形の代り金の請求を当該代り金を交換尻の算出に含める方法により行うことは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで留保するものとする。ただし、緊急措置認定銀行が委託社員銀行または委託金融機関であるときは、緊急措置認定銀行の受託社員銀行または受託銀行に第 52 条に規定する方法により当該不渡手形を返還し、その代り金を受取るものとする。

2 一時停止時緊急措置の認定があった場合において、緊急措置認定銀行は、業務停止日の前営業日までの持帰手形のうちに緊急措置認定銀行を除く参加銀行持出に係る不渡手形があるときは、当該手形に不渡の事由を記載し、業務停止日に交換所において持出銀行に返還するものとする。ただし、緊急措置認定銀行が加盟銀行である場合には、緊急措置認定銀行の持出銀行に対する不渡手形の代り金の請求を当該代り金を交換尻の算出に含める方法により行うことは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで留保するものとする。

(一時停止時緊急措置時における混入手形の返還等)

第 71 条の 8 一時停止時緊急措置の認定があった場合における第 53 条の規定による混入手形の返還等に当たっては、緊急措置認定銀行を除く加盟銀行は、混入手形を緊急措置認定銀行に返還等を行うことができないものとする。

2 緊急措置認定銀行を除く加盟銀行が前項の規定による混入手形の返還等を行うことができないときは、緊急措置認定銀行を除く関係銀行間で協議のうえ取り扱うものとする。

(委託金融機関等の手形交換)

第 71 条の 9 受託社員銀行または受託銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合には、当該受託社員銀行に係る委託社員銀行または当該受託銀行に係る委託金融機関は、加盟銀行と協議のうえ交換所において直接、手形の交換を行うことができるものとする。

第 3 節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例

(一時停止時緊急措置時等における不渡届)

第 71 条の 10 第 71 条の 5 の規定により不渡返還する手形については、第 63 条に規定する不渡届を提出しないものとする。

(一時停止時緊急措置時等における異議申立)

第 71 条の 11 支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、交換所に提出している第 2 号不渡届に対して異議申立をするに当たり、第 66 条規定による異議申立書および証明資料の提出ならびに異議申立提供金の提供をできないときは、交換所は、第 2 号不渡届に記載された異議申立を行う旨の記載をもって異議申立があったものとして取り扱い、異議申立書および証明資料の提出ならびに異議申立提供金の提供を一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。

2 支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合には、交換所に提出している第 2 号不渡届に対して異議申立をするに当たり、第 66 条の規定による異議申立提供金の提供は要しないものとし、また、異議申立書および証明資料を提出できないときは、交換所は、第 2 号不渡届に記載された異議申立を行う旨の記載をもって異議申立があったものとして取り扱い、異議申立書および証明資料の提出を免除するものとする。

(一時停止時緊急措置時等における異議申立提供金の返還等)

第 71 条の 12 持出銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第 67 条第 1 項第 1 号に規定する不渡事故解消届または第 7 号に規定する支払義務確定届もしくは差押命令送達届を交換所に提出することができないときは、支払銀行等関係銀行は、これらの届を交換所に提出することができる。

2 交換所は、前項の規定により支払銀行等関係銀行から交換所に不渡事故解消届、支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合において、支払銀行から異議申立提供金の返還請求があったときは、異議申立提供金を返還するものとする。

(一時停止時緊急措置時等における支払義務確定後の取引停止処分等)

第 71 条の 13 持出銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第 67 条の 2 に規定する不渡手形の振出人等の不渡報告への掲載または取引停止処分の審査の請求ができないときは、支払銀行等関係銀行は、交換所に対し、これらの請求をすることができる。

第 6 章 預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置

(承継金融機関)

第 71 条の 14 参加銀行から預金保険法に定める営業譲渡等を受けた金融機関（預金保険法の定めにより設立された承継銀行を含む。）および当該営業譲渡等が行われるのと同日付で承継銀行から預金保険法に定める営業譲渡等を受けた金融機関は、第 3 条の定めにかかわらず、承継金融機関として参加銀行に準じ、一時的に交換所の事業に参加することができるものとする。

2 承継金融機関として参加しようとする金融機関は、届出書を提出して交換所の承認を得なければならない。

3 承継金融機関は、参加銀行であったか否かにかかわらず、預金保険法の定めにより営業を他の金融機関に譲渡するもの（以下「譲渡金融機関」という。）が行っていた従前の手形交換の取扱いに準じて、交換証券を交換に付すことができるものとする。

- 4 承継金融機関は、交換所の事業に参加した後、できる限り速やかに承継金融機関としての参加を取り止め、必要に応じて第5条、第5条の2、第6条、第7条、第11条もしくは第12条に規定する参加、脱退の申込、または第14条に定める委託先の変更の届出等を行わなければならない。
- 5 承継金融機関から営業譲渡等を受けて交換所の事業に参加しようとする金融機関は、前項に準じて必要に応じて参加もしくは脱退の申込、または委託先の変更の届出等を行わなければならない。
- 6 承継金融機関は、別途定める経費分担金を負担するものとする。

(譲渡金融機関の手形交換脱退時緊急措置の認定等)

- 第71条の15** 交換所は、参加銀行について、預金保険法に定める営業譲渡等があった場合において、手形・小切手所持人の権利保全を図る等の必要があると認めたときは、当該参加銀行についてその銀行を支払場所とする手形または支払人とする小切手の交換所における呈示およびこれに付随する措置を緊急に行う必要がある旨の認定（以下「預金保険法に係る緊急措置の認定」という。）を行うことができるものとする。
- 2 預金保険法に係る緊急措置の認定があった場合には、当該参加銀行は、別途定める預金保険法に係る緊急措置を行うために必要な範囲内においてなお交換所の事業に参加しているものとして取り扱う。
 - 3 預金保険法に係る緊急措置の認定は、交換所がその必要がないと認めて取り止めた場合に終了するものとし、この場合に当該参加銀行は交換所の事業から脱退するものとする。

(交換手続等)

- 第71条の16** 預金保険法に定める営業譲渡等に係る手形交換に関する手続等については、別途定める取扱手続によるものとする。

第7章 罰 則

(遅 刻)

- 第72条** 加盟銀行は、第35条の規定により手形の持出または計数報告を行ったとき、または第44条第1項に定める時間後に手形の持帰りを行ったときは、交換所に対し、過怠金3千円を支払わなければならない。ただし、交換所が真にやむを得ない理由によるものと認めた場合には、この限りでない。

(計数報告の不履行)

- 第73条** 加盟銀行は、第35条第1項第2号に定める時限までに計数報告を行わなかったときは、交換所に対し、過怠金5千円を支払わなければならない。

(取引停止処分関係)

- 第74条** 参加銀行は、次の各号のいずれかに該当したときは、交換所に対し、過怠金1万円を支

払わなければならない。

- 一 取引停止処分を受けた者と取引をしたとき
 - 二 第 68 条第 1 項または第 2 項の規定により不渡報告または取引停止処分を取消したとき（不渡報告または取引停止報告の掲載前に取消したときを含む。）
- 2 参加銀行は、第 63 条第 2 項に規定する時限までに不渡届を提出しなかったときは、交換所に対し、過怠金 1 百円を支払わなければならない。

（不渡情報の管理違反）

第 74 条の 2 交換所は、参加銀行が第 65 条の 2 または第 65 条の 3 第 2 項の規定に違反したときは、細則で規定する査定委員会の審議を経たうえ、理事会の決議により、当該参加銀行に対して次の処分を決定し、処分内容の公表を行うことができるものとする。

- 一 勧告
 - 二 1 百万円以下の過怠金の賦課
 - 三 協会が設置・運営する取引停止処分者照会センターの利用停止
 - 四 除名
- 2 前項各号の処分については、併科することができるものとする。

（手続違反）

第 75 条 加盟銀行は、次の各号のいずれかに該当したときは、交換所に対し、過怠金 1 百円を支払わなければならない。ただし、第 3 号の場合において、交換所がその理由をやむを得ないものと認めたときはこの限りでない。

- 一 この規則の定めにより作成すべき帳票を作成しなかったときまたは重大な誤謬記載を行ったとき
- 二 第 72 条から第 74 条に規定する事例以外の重大な手続違反を行ったとき
- 三 この規則の定めにより理由書を提出したとき（第 35 条第 2 項または第 44 条第 3 項の規定により理由書を提出した場合を除く。）

第 8 章 会 計

（特別会計）

第 76 条 交換所の運営に係る諸経費は、協会の特別会計として処理する。

（計算期間）

第 76 条の 2 前条に定める特別会計の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

（計算の承認）

第 76 条の 3 前 2 条に定める特別会計の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、協会の代表理事（以下「代表理事」という。）が作成し、理事会の承認を受

けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第76条の4 前3条に定める特別会計の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書
- 五 貸借対照表および損益計算書の附属明細書

第9章 雑 則

(付属規定)

第77条 細則その他この規則の運営上必要な事項は、事務委員会の決議をもってこれを定めることができる。

- 2 日本銀行において、この規則と異なる定めをしている場合には、その定めによるものとする。

(規則改正)

第78条 この規則の改正は、理事会の決議によるものとする。ただし、様式第1号から第2号の2の改正については、事務委員会の決議によるものとする。

- 2 第1条から第15条、第20条、第21条、第39条から第41条、第48条から第51条、第54条、第55条から第58条、第59条、第59条の2、第60条、第62条、第63条、第65条の5、第70条、第71条の2から第71条の16、前条第2項、本条および様式第1号から第2号の2の改正は、日本銀行の承認を得て実施するものとする。

附 則

(実施期日)

第1条 この規則は、昭和46年7月7日から実施する。ただし、第4章の規定は、昭和46年10月18日から実施する。

附 則 (平 17. 7. 25)

(旧規則にもとづく手続等の変更手続)

第 1 条 この規則の改正実施前に理事会決議をもって定めたこの規則の運営上必要な事項の変更は、この規則の改正実施後は事務委員会における決議をもって行うものとする。

附 則（平 23. 2. 22）

（実施期日）

第 1 条 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

（旧規則にもとづく参加銀行の地位）

第 2 条 この規則の改正実施前の社員銀行、準社員銀行、客員および委託金融機関の地位については、この規則の改正実施後も従前の地位から変更はない。

附 則（平 28. 3. 17）

（実施期日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

第 2 条 この規則の改正実施日の前日に準社員銀行または委託金融機関である正会員については、この規則の改正実施日に社員銀行（委託金融機関にあつては委託社員銀行）となる。この場合、規則第 16 条の 2 は適用しない。